



4 県央振管第5124号
令和 4年10月 6日

(株) プロテック

代表取締役
山中 勇樹 様

長崎県知事 大石 賢吾



一般 建設業の許可について (通知)

令和 4年 9月 22日付けで申請のあった一般建設業については、

建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので通知する。

記

許可番号	長崎県知事 許可(般一4)第 12895号
許可の有効期間	令和 4年11月 2日から 令和 9年11月 1日まで
建設業の種類	土木工事業 石工事業 舗装工事業 塗装工事業 解体工事業 とび・土工工事業 鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 9年10月 2日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)